



～宅建くしろ～

平成29年1月30日発行

支部情報

2016. No.5

発行：(公社)北海道宅地建物取引業協会釧路支部 発行人：小泉 弘 編集人：尾越史典
釧路支部ホームページ <http://www.takken-kushiro.jp/>

■ 第3回宅建協会不動産セミナー（研修会）を開催します

既に会員へはハガキ及びファックスにてご案内しておりますが、2月7日（火）13：30より、ANAクラウンプラザホテル釧路において平成28年度第3回宅建協会不動産セミナー（研修会）を開催します。お忘れなく出席されますようご案内します。

1. 日 時 平成29年2月7日（火）13：30～15：30

2. 場 所 ANAクラウンプラザホテル釧路 2階 芙蓉の間
[釧路市錦町3-7 TEL 0154-31-4111]

※ 駐車場のご利用は各自負担となります。

3. テーマ 「近時の法令改正について」

講 師 諏訪・高橋法律事務所 弁護士 諏訪 裕滋 氏

犯罪収益移転防止法や空き家対策の推進に関する特別措置法、不動産登記令等の改正に伴う添付情報変更等、近時に法令改正された業務に直結する内容について、具体的事例を踏まえ研修します。

4. テキスト 当日会場にて配布いたします。

(苦情研修委員会)

■ 平成29年新年交礼会を開催しました

平成29年新年交礼会を1月19日（木）午後6時より、ANAクラウンプラザホテル釧路において開催しました。当日は、小畑保則道議ほか来賓7名と会員53名の多くの皆様方にご参加いただき、新年の幕開けにふさわしい賑やかな新年交礼会となりました。



(総務財務委員会)

■ 釧路市の市有地処分の媒介依頼について

本年度の釧路市より市有地処分の媒介依頼がありました物件は、現在8件ございます。市有地処分の適正かつ円滑な推進に資するよう、会員の皆様にご協力をお願いします。

【本年度の対象物件】 (H29.1.30現在)

物件番号	所在地	地目	面積(m ²)	売払金額(円)
2	釧路市大町7丁目11番	宅地	240.19	2,841,000
3	釧路市鶴ヶ岱3丁目263番58	宅地	170.93	2,417,000
4	釧路市川端町3番72	宅地	478.24	6,106,000
7	釧路市星が浦南5丁目4番5	雑種地	2,798.22	8,444,000
8	釧路市音別町朝日3丁目36番	宅地	334.25	852,000
9	釧路市阿寒町中央2丁目25番112	宅地	464.68	1,973,000
10	釧路市阿寒町中央2丁目25番142	宅地	461.91	2,313,000
11	釧路市阿寒町富士見2丁目50番	宅地	380.79	1,813,000

○ 申込受付期間 平成28年4月18日～平成29年2月28日まで

<物件に対してのお問合せ先>

釧路市総合政策部市有財産対策室 (電話0154-23-5195)

ホームページ <http://www.city.kushiro.lg.jp/>

トップページ上段の緑色のメニューより「産業・ビジネス」をクリックし、ページ下部より「売却情報」⇒「市有財産売却事業(価格固定先着順)の概要」へとお進みいただくと、物件概要の詳細が掲載されております。

<協定に関するお問合せ先>

宅建協会釧路支部 (電話0154-25-2222) ※協定に関する書類があります。

(企画広報近代化委員会)

■ 法令等の改正情報について

・宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について

平成28年12月27日 国土動第85号

・第192回国会(常会) 平成28年9月26日～平成28年12月17日で成立した宅地建物取引関連の主な法律 平成28年12月

法律名	所管	成立日 公布日	施行日	備考
社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の一部を改正する法律	財務省	平成28年11月18日 平成28年11月28日	交付の日から施行 平成28年11月18日	世界経済の不透明感が増す中、新たな危機に陥ることを回避するため、あらゆる政策を講ずることが必要となっていることを踏まえ、消費税率10%への引き上げ時期を平成31年10月1日に変更するとともに関連する税制上の措置等について所要の見直しを行う。

※ 民法(債権法)の改正を内容とする「民法の一部を改正する法律案」及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」は、今国会に提出されましたが、審議未了により継続審議となっております。

(全宅連HP) ⇒ (会員ログイン) ⇒ (法律改正情報)

※ ID、パスワードが必要です。事務局までお問合せ下さい。

(企画広報近代化委員会)

■ 年会費の納入について

本年度の会費は、平成28年6月30日迄の納付期限として納付書をお送りしておりますが、既に期日が過ぎております。未納の方は恐縮ではございますが、早期納入にご協力下さい。

宅建協会会費（年額）	正会員	53,600円
	準会員	37,600円
保証協会会費（年額）		6,000円



(総務財務委員会)

■ 事務所の休業のお知らせ

下記事由につき、支部事務所を休業します。

2月7日（火）午後より 第3回不動産セミナー
(ANAクラウンプラザホテル釧路)

(総務財務委員会)

■ 支部会員 入・退会・移動情報

★ 入 会 (正会員)

12月14日

釧路 (1)525号

堀建設(有)

代表取締役 堀 志敏

専任宅建士 堀 ひろみ (釧路603号)

厚岸郡厚岸町奔渡6-111

Tel(0153)52-6455 Fax(0153)52-6456

12月21日 ※承継入会

釧路 (1)526号

(株)ライフコム

代表取締役 春日美恵子

専任宅建士 春日 隆幸 (石狩18669号)

釧路市愛国西2-18-3

Tel(0154)37-7775 Fax(0154)37-7778

★ 退 会 (正会員)

12月 1日 ※承継のため退会

釧路 (3)497号

ホームプロジェクト

代表 春日美恵子

専任宅建士 春日 隆幸 (石狩18669号)

釧路市愛国西2-18-5

Tel(0154)37-7787 Fax(0154)37-4897



12月22日
釧路 (3)485号

(有)フリーライフ
代表取締役 藤平 幸治
専任宅建士 長濱 正昌 (釧路 771号)
釧路市光陽町 23-101 セフイーラ光陽1階
Tel(0154)22-0521 Fax(0154)22-0531



★ 代表者変更

(株)常口アトム 釧路公立大学前店 政令使用人 山崎 正行

★ 専任宅建士変更

(株)セムス 釧路駅前営業所	退任	高橋 理恵 (釧路 753号)
(株)常口アトム 釧路新橋店	就任	川村 裕司 (石狩 16911号)
〃	就任	光永 健也 (石狩 13836号)
〃	就任	剣持 里美 (釧路 891号)
〃	退任	阿部 由佳 (釧路 902号)
(株)常口アトム 釧路公立大学前店	退任	佐々木 武 (石狩 16856号)
〃	退任	剣持 里美 (釧路 891号)

平成29年1月30日現在 正会員109名 準会員21名 計130名

(総務財務委員会)

■ 行事・会議報告

本部

12月 6日(火)	第3回研修委員会	小泉本部理事 出席
1月 11日(水)	第3回企画事業委員会	鈴木副支部長 出席

支部

12月 5日(月)	第5運営委員会 (持ち回り)	
12月 9日(金)	第6運営委員会	
12月 12日(月)	第2回苦情研修委員会	
12月 15日(月)	第2回総務財務委員会	
12月 15日(木)	平成28年度根室振興局移住・定住推進連絡協議会	大畑委員 出席
12月 16日(金)	釧路市総務部市民税課との業務打合せ	
1月 13日(金)	第3回委員長会議	
1月 13日(金)	釧路公立大学訪問 (試験会場借用申込)	
1月 19日(木)	第7回運営委員会	
1月 19日(水)	平成29年新年交礼会 (ANA クラウン プラザ 釧路)	
1月 20日(金)	不動産無料相談会	
1月 30日(月)	企画広報近代化委員会 広報誌発行事業担当者会議	

(総務財務委員会)

◆ 宅地建物取引士 法定講習日程予定 ◆

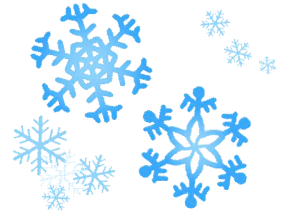
開催日	講習会場	受付期間
3月26日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	2月13日(月)～2月17日(金)
4月19日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	4月3日(月)～4月7日(金)
5月31日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	5月8日(月)～5月12日(金)
6月7日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	
7月12日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	6月19日(月)～6月23日(金)
8月23日(水)	帯広市 ホテル日航ノースランド帯広	7月18日(火)～7月21日(金)
8月30日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	
9月20日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	9月4日(月)～9月8日(金)
10月25日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	9月25日(月)～9月29日(金)
11月1日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	
11月8日(水)	苫小牧市 グランドホテルニュー王子	
11月15日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	

(注意)

- ・有効期限の6ヶ月前から受講出来ます。
- ・宅建協会からの更新案内は、概ね有効期限の約3ヶ月前に道本部より郵送されます。
(北海道知事の指定する「宅地建物取引士法定講習」の指定機関は2団体あります。)
- ・振興局へ住所変更をされていない場合や、有効期限が切れている場合、更新案内は届きません。資格登録をしている場合、氏名・住所・本籍・勤務先について変更が生じた場合、登録している振興局に変更登録申請書を遅滞なく提出しなければなりません。

(苦情研修委員会)

～事務局からのお知らせ～



支部会員会議 開催のご案内

第6回支部会員会議は、4月26日（火）に開催いたします。
案内並びに会議資料は4月中旬にお送りする予定です。ご出席よろしくお願いたします。

釧路市の町内会加入への呼びかけをお願いします

会員の皆様には業務多忙のところ誠に恐縮ですが、釧路市の町内会加入への呼びかけにご協力をお願いします。
町内会への加入促進用のポスター及びチラシを配布していただける方は、送付致しますので、事務局までお知らせください。

「宅建士バッジ」販売のお知らせ

（一財）ハトマーク支援機構が作成した「ハトマーク宅建士バッジ」の販売をしております。※一人につき一個4,000円（税込）

ハトマーク宅建士バッジは、北海道宅建協会所属会員の代表者及び従業者であり、宅地建物取引士（主任者）証の交付を受けている者が、販売の対象者となります。

購入に際しましては、「ハトマーク宅建士記章交付申請書」及び宅地建物取引士（主任者）証・従業者証明書のコピーや「規程遵守の同意書」などの書類提出が義務付けられております。
購入を希望される場合は、支部事務局までお問合せください。

支部HPのリンク情報の提供について（お願い）

釧路支部のホームページ上の会員紹介のページに、自社ホームページへのリンクを載せませんか？希望される場合は、事務局までお知らせください。

掲示・携帯していますか？

業者票・報酬規定表・従業者証明書・取引台帳などを事務局で販売しております。購入を希望される方はお問合せ下さい。

（注）業者票はH27.4.1、報酬規程表H26.4.1に変更されております。
正しい掲示を行いましょう。